

令和5年度地域事業について

協会本部で行っている不動産無料相談のPR活動及びシンボルマーク(ハトマーク)の啓蒙活動を目的とし、地域の一般消費者への宅建協会に対する認知ならびに理解のため実施しています。

絶好のおまつり日和となり、会場内ではハトマークの手提げ紙袋を持った人でにぎわい、ブース内では、お子様向けガチャガチャに人気が集まり長い行列ができました。

「まつり 天白 2023」に協賛

- 日時:令和5年10月22日(日) 10:00~15:00
- 場所:天白公園



「令和5年度 昭全区区民まつり」に協賛

- 日時:令和5年10月29日(日) 10:00~15:00
- 場所:鶴舞公園(奏楽堂・噴水塔周辺)



「瑞穂区民まつり 2023」に協賛

- 日時:令和5年11月4日(土) 10:00~15:00
- 場所:瑞穂レクリエーション広場



「月刊不動産流通」2022年6月号より転載

月刊不動産流通の
お申し込みは

vol.473

国土交通省 不動産・建設経済局不動産課

関連法規

宅地建物取引業法に係る 押印の廃止について 教えてください。



宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下、宅建業法）及び宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号。以下、宅建業法施行規則）においては、押印を求める規定が複数定められていました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、テレワーク等働き方の多様化が進み、各種手続きの押印見直しが求められるとともに、社会全体のデジタル化の推進の要請が高まったことから、宅建業法及び宅建業法施行規則においても押印を求める規定が段階的に廃止されています。

今回は、宅建業法及び宅建業法施行規則における押印の廃止に関する改正について解説します。

第一に、令和2年7月に閣議決定された規制改革実施計画において、原則として、全ての手続きについてオンライン化を行うこととされたことを踏まえ、国土交通省においても、押印を求める手続きの見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第98号）が制定されました。同省令により、宅建業法施行規則等において定められている、免許申請書などの書類の様式から、押印欄を削除する改正が行われました。

第二に、令和3年5月に成立したデジタル

社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下、整備法）において、行政手続及び民間手続に係る国民の負担や利便性の向上を図るため、押印を求める行政・民間手続について、その押印を不要とする見直しが行われました。整備法による改正前の宅建業法においては、宅地建物取引士は、重要事項説明書（宅建業法第35条）及び契約締結時書面（同法第37条）に記名押印しなければならないとされていましたが、整備法による改正後の宅建業法においては、押印が不要となり、記名をもって足りることとなりました。

第三に、整備法の施行に伴い、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和3年国土交通省令第53号）が制定され、所要の規定の整備が行われました。これにより、宅地建物取引業者の従業者証明書における押印を廃止する等の改正が行われました。

宅建業法に係る第一から第三の改正は、令和4年6月時点で全て施行されます。

関係業者におかれましては、改めて法の趣旨をご理解いただき、宅地建物取引業の適正化を図っていただきますようよろしくお願い致します。 〈文責：下山早紀〉